

審議会を事務局で傍聴するに当たっての注意事項

I. 傍聴席では、次のことを守ってください。

1. 傍聴証は必ずお持ちください。
2. 開会前に入室して、傍聴席に着席してください。
3. 帽子、コートなどは着用しないで入室してください。
4. 飲食や喫煙をしないようにしてください。
5. 会議における言論に対して拍手その他の方法により可否を表明しないでください。
6. 私語、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること又は他人の迷惑となる行為をしないでください。
7. 携帯電話については、電源を切って入室してください。
8. 会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる行為をしないでください。

※ これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。

II. 次に該当する方は、傍聴席に入ることができません。

1. 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者。
2. 酒気を帯びていると認められる者。
3. 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合はこの限りではない。
4. ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者。
5. 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合はこの限りではない。
6. その他議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。